

第3次京田辺市男女共同参画計画改訂（案）に係る パブリックコメント結果

- (1) 案件名 第3次京田辺市男女共同参画計画改訂（案）
- (2) 意見募集期間 令和8年1月26日（月）～令和8年2月25日（水）
- (3) 意見提出者 4名
- (4) 意見の件数 28件

対応区分	件数
計画に追加又は修正をするもの（追加修正）	0件
計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	14件
計画の実施段階で参考とするもの（参考）	0件
その他（その他）	14件
合計	28件

	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
1	私は「新日本婦人の会京田辺支部」で活躍しています。京田辺支部は小さな女性団体ですが、「新日本婦人の会・略称しんふじん」は全国組織で、国連 NGOでもあり「世界の女性と手をつなぎ」ジェンダー平等に取り組んでいます。 ▶第3次京田辺市男女共同参画計画改定（案）のp4<男女共同参画をめぐる近年の動向>にあるように、日本のジェンダーギャップは148ヶ国中118位ととても低く、SDGs目標1「貧困をなくそう」にあたる「女性の貧困」も大きな課題です。 先日2/21に日本司法書士連合会の人権フォーラムが開かれ、「女性の貧困は深刻な社会問題である」こと、「一人暮らしの高齢女性（65歳以上）の2人に1人が貧困状態」と指摘しています。 「しんふじん」は、働く女性の56.1%が非正規で、賃金は男性の52.7%にすぎない（2019年資料）現状を、憲法11条基本的人権・14条法の下での平等・25条生存権の観点から、最低賃金UP（1500円以上）・男女賃金格差是正等、だれもが自立して自分らしく生きていける社会を目指しています。	その他	本計画の改訂に伴い、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を本計画に包含することとし、貧困などの困難な問題を抱える女性への支援を進めてまいります。
2	▶計画改定（案）p14～<市民意識調査等の結果からみる市の現状>では p15の意識調査「家庭内の役割分担の理	趣旨記載	「家庭内の役割分担の理想と現実」においては、今回の市民意識調査の結果から、令和元年度調査より現実では「主として妻」が減少し理想では「夫と妻で同程度分

	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	想と現実」のグラフでは、「夫と妻で同程度」を望む人が多いのに、「現状では妻が担当」が多くなっています。 この要因は何でしょう。私達団体に届く声に「夫の長時間労働」があるのですが、この「理想と現実」逆転現象を、市の人権啓発推進課ではどう捉えておられるのでしょうか。 p 2 0 の「男女の平等感」②職場で「男性優遇」が59.1%を占めることは男女賃金格差が関連していないのでしょうか。何に職場で「男性優遇」を感じるのか、この調査では分かりませんが、市では全国でみられる男女賃金格差はないのでしょうか。事業所対象の意識調査に男女の雇用形態（正・非の雇用比率）や男女の賃金を聞くことはできないのでしょうか。そうすればもっとリアルにジェンダー平等に必要な「京田辺市の男女共同参画の現状」が分かると考えます。		担」が増加しているものの、未だ理想に沿った役割分担となっていない状況がみられることから、本計画の基本目標1「性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透」にて、引き続き取り組みを進めてまいります。 また、今回の市民意識調査において、職業・雇用形態及び世帯の年収について調査しており、市ホームページに調査結果を掲載させていただいているところです。
3	p 2 2 の「・・・市が優先的に進めるべき・・・」で、「男女が共に働きながら、・・・家庭生活を両立できる各種サービスの充実」が62.0%なのは、経済的支援の必要性を感じます。	趣旨記載	「男女が共に働きながら、家事や子育て、介護などの家庭生活が両立できる各種サービスの充実」につきましては、基本目標2「仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現」の（2）「男女が共に参画する家庭生活」及び（3）「多様なライフスタイルに応じた子育て・介護の支援」において、引き続き取り組みを進めてまいります。
4	▶計画改定（案）p 3 1 ～＜計画の基本的な考え方＞では p 3 3 （1）「性的少数者の人々への理	趣旨記載	雇用の実態把握につきましては、今回の市民意識調査において職業・雇用形態及び世帯の年収について、事業所調査において従業員数（役職・管理職・正規雇用の従

	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	解」は、2／1より実施された「パートナーシップ宣言制度」はとても有効だと思います。 p 3 5 基本目標 1 <性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透>の「お互いを対等な人格として・・・」では、「選択的夫婦別姓の実現を求める意見書」「女性差別撤廃条約選択議定書批准の意見書」を国に提出している市の対応に共感です。 p 3 5 基本目標 2 <仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現>の「生きがいを持って働くことができるよう・・・」では、本人の意識と共に①非正規雇用の正規化②賃金格差の解消③社会保障の拡充が必要と考えます。その為にも前述した事業所の雇用実態把握とそれによる事業所支援が求められると考えます。		業員・正規雇用以外の従業員）を調査しており、市ホームページに調査結果を掲載させていただいているところです。 事業所支援につきましては、基本目標 2 「仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現」の（1）「男女がいきいきと働ける就業環境」において、引き続き取り組みを進めてまいります。
5	p 3 5 基本目標 4 <安全・安心で健やかな暮らしの実現>の「男女が互いに身体の特徴を理解し合い・・・」では、月経のある女性は心身・経済面で男性より負担が重いです。その為、私達「しんふじん京田辺支部」は女子トイレの生理用品設置を市に要望してきましたが、中学校3校の女子トイレへの設置が行われると聞き、大変喜んでいます。さらに全学校（小～大）や公的施設への設置を望みます。	その他	物価上昇や、現代社会の様々な変化など、多種多様な要因が絡み合い生活に困難や不安を抱える女性が増加している中、支援の必要な女性に対して、適切な相談窓口につなげ、対応することが重要であると考えております。単に生理用品をトイレに設置するのではなく、各関係窓口において、相談窓口の案内リーフレットを沿えて生理用品を直接手渡し、声かけを行うことで相談しやすい機会を設け、適切な支援につながるよう引き続き取り組みを進めてまいります。

	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
6	p 3 9<重点取組>の「男女共同参画イベントの支援」では、イベント「夢フェスタ」の実行委員会に「しんふじん京田辺支部」も加わり活動していますが、多くの人々や団体に参加してもらうことが課題です。	その他	「夢フェスタ」につきましては、市民3名以上で構成される団体で活動を通じて男女共同参画計画の推進に寄与・賛同される団体により構成される実行委員会により開催されており、本市といたしましては引き続き事務局等支援を行ってまいります。
7	p 4 1<関連する取組>の「性に関する教育の推進」とp 4 4 ㊸について、政府の「第5次男女共同参画計画・男女の健康の包括的な支援」にある「予期せぬ妊娠・・・避妊方法を含めた性に関する教育等・・・推進」とあるように、専門的知識をもつ方（性教育認定講師等）の発達段階に応じた包括的性教育の充実を求めます。赤ちゃんからの性教育が必要だと考えますが、特に義務教育での授業は大切で、盗撮・痴漢の犯罪性の周知も欠かせません。	趣旨記載	「性に関する教育の推進」につきましては、取組の概要にありますとおり、各小中学校の実態・発達段階に応じて、特別活動等の時間で計画に実施してまいります。
8	計画改定（案） p 4 5<女性活躍推進計画> 「男女間の格差がないよう・・・」施行している市の支援制度に、シングル女性の賃貸住宅問題は取り上げられていませんが、市の状況はどうなのでしょう。横浜市男女共同参画推進協会の調査では、賃貸住宅居住者の月収に占める住居費の男女の負担率は女性の方が4%多い（2022年）とのこと。「住まいは人権」憲法11条基本的人権、就労の土台となるもので、公営（府・市）住宅家賃補助等も必要と考えます。	趣旨記載	「シングル女性の賃貸住宅問題」につきましては、基本目標4「安全・安心で健やかな暮らしの実現」の（2）「困難な問題を抱える女性への支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）」におきまして、女性支援の充実を図ってまいります。

	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
9	p 4 8㊸「家族経営協定の促進」に家族農業についての記述がありますが、家族経営に携わる妻等の労働が認められない所得税法56条は、国連女性差別撤廃委員会からも見直し勧告が出されています。市の取り組みはあるのでしょうか。私達は廃止を訴えています。	趣旨記載	「家族経営協定の促進」につきましては、家族による農業経営をより良いものにするため、夫婦・親子の労働時間、労働報酬、休日などを文書で取り決め、それぞれが自覚を持って経営に参画することを目的に締結するもので、経営面・生活面・家事の役割分担など必要な項目を自由に取り決めできることから、市ホームページに掲載し、啓発を行っているところです。
10	▶計画改定（案）p 5 2＜多様なライフスタイルに応じた子育て・介護の支援＞ p 5 2①子育て支援「重点取組」の68『保育サービスの充実』には、待機児童0とありますが、私達には、「希望園に入れなかった」「兄弟姉妹が別の園になった」との声も届いています。更なる充実を求めます。	趣旨記載	「保育サービスの充実」につきましては、子育てニーズに合わせた多様な保育サービスの提供に努め、市立幼保連携型認定こども園の整備など、保育サービスの充実を図ってまいります。
11	p 5 3・7 4『留守家庭児童会の運営』では、待機児童解消と共に内容の充実を求めます。特に普賢寺小の留守家庭児童会設置や夏休み対応の要望を聞いています。	趣旨記載	「留守家庭児童会の運営」につきましては、待機児童を出さないためにも、民間事業者への委託や、施設整備、指導員体制の強化を図ってまいります。
12	p 5 4・8 7『地域の居場所づくり事業』について、「居場所づくりを支援します」と書かれており、p 5 9・1 0 7『住民センターの利用促進』では、「気軽に集える場所を提供し」とあります。以前（2024年まで）のように、その保障としての使用料無料化を望みます。	その他	北部・中部住民センター、南部まちづくりセンター、中央公民館につきましては、市の施策の推進にあたり京田辺市又は京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体は使用料が免除の対象となっております。その他の団体につきましては、公平性の確保と受益者負担の原則のもと、一定の負担をお願いしているところです。
13	p 5 6・9 2『認知症サポーター養成事業』で、サポーター養成と共に市内の認知症対応の事業所設置を望みます。	その他	本市の「認知症サポーター養成講座」につきましては、市の出前講座のほか、社会福祉協議会や認知症カフェにおいて定期的に実施しております。

	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
			「認知症対応の事業所」につきましては、すでに地域密着型サービス事業所として市内にデイサービスやグループホームなど複数の事業所があり、希望する方には利用していただける状況にあると考えています。
14	▶計画改定（案）p 5 7 <共に支え合い活躍することができる地域の実現>の p 6 2 「高齢化社会に対応し、（略）高齢者も主体的に活動」とありますが、その為にも公共交通の充実が必要です。交通網と共に経済的にも保証する敬老パスも有効と考えます。	その他	本市の公共交通につきましては、昨今の深刻な路線バス運転士の不足により交通事業者の運営状況が悪化しておりますが、公共交通の維持・存続を図るための様々な取り組みを進めているところです。 公共交通の利用者の中で世代間や地域間の公平性を確保するため、高齢者世代に特化した移動に関する経済的な支援である敬老パスのような施策を実施する予定はありません。
15	▶計画改定（案）最後の p 7 5 に「共同参画を推進する市民活動をはじめ、市民の多様な自主活動への支援」とあるように、「しんふじん京田辺支部」としても、私個人としてもできることを考え行動していきたいと思います。	その他	男女共同参画計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの取り組みや協力が重要となります。 男女共同参画計画に関する情報提供を積極的に行い、市民及び事業者の理解を深め、主体的な取り組みを支援しますので、男女共同参画計画の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。
16	70歳以上の世代は家制度のしほりで、女性が家事をにない男性は外で仕事をするということがすりこまれ社会もそれを認める時代が長い間続きました。仕事をやめても家事は苦手というよりできない男性が多いのではないのでしょうか？ 27 ページに書かれている「固定的な性別役割分担や無意識の思いこみ」はすぐには変えられません。長い期間をかけて変えていくことが大切ですね。	趣旨記載	「固定的な性別役割分担や無意識の思いこみ」に対しましては、基本目標1「性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透」及び基本目標2「仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現」において、引き続き取り組みを進めてまいります。

	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
17	現在、長時間勤務 男女賃金差別 非正規雇用が現実です。女性、特に子育て中の女性は大変な社会です。せめて市の職員のすべてを正規雇用にしてほしいです。	その他	職員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる職場を目指すための「京田辺市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、取り組みを進めてまいります。
18	62ページに誰もが参加できる環境とありますが日常的に公民館や住民センターを利用している者として部屋代が有料になったのは残念です。	その他	北部・中部住民センター、南部まちづくりセンター、中央公民館につきましては、市の施策の推進にあたり京田辺市又は京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体は使用料が免除の対象となっております。その他の団体につきましては、公平性の確保と受益者負担の原則のもと、一定の負担をお願いしているところです。
19	時間はかかりますが京田辺市の色々なとりくみに期待しています。	その他	男女共同参画計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの取り組みや協力が重要となります。 男女共同参画計画に関する情報提供を積極的に行い、市民及び事業者の理解を深め、主体的な取り組みを支援しますので、男女共同参画計画の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。
20	幼い頃より、家庭、学校、地域等で男女間又性的少数者、マイノリティなどで差別のない教育、接し方をすすめること。	趣旨記載	基本目標1「性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透」において、引き続き取り組みを進めてまいります。
21	地域活動の拠点、公民館などの施設を利用し易いようにすること。	その他	基本目標3「共に支え合い活躍することができる地域の実現」の②「地域活動・市民活動の活性化」として、引き続き取り組みを進めてまいります。
22	働きながらも余暇時間の取り易い働き方、賃金アップなどを企業等に指導すること。	趣旨記載	基本目標2「仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現」として、引き続き取り組みを進めてまいります。

	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
23	介護施設等に入居し易くすること。	その他	基本目標2「仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現」の(3)「多様なライフスタイルに応じた子育て・介護の支援」②「介護支援」として、引き続き取り組みを進めてまいります。
24	女性支援ルームの幅広い活用、夢フェスタの宣伝など、たくさんの市民に知らせて行くこと。	趣旨記載	「女性支援ルーム」につきましては、基本目標3「共に支え合い活躍することができる地域の実現」の(1)「男女が共に参画することによる地域の活性化」②「地域活動・市民活動の活性化」において、引き続き活用を図ってまいります。 「夢フェスタ」につきましては、市民3名以上で構成される団体で活動を通じて男女共同参画計画の推進に寄与・賛同される団体により構成される実行委員会により開催されており、本市といたしましては引き続き事務局等支援を行ってまいります。
25	男女共同参画事業6月のフォーラムに「女性の休日」を上映すること。 よろしくお願いします。	その他	京たなべ男女共同参画週間フォーラムにつきましては、基本目標1「性別にとらわれずお互いを認め合う意識の浸透」の(1)「男女共同参画計画の視点に立った意識改革・社会慣行の見直し」①「広報・啓発の推進」において、引き続き取り組みを進めてまいります。
26	第3次京田辺市男女共同参画計画改訂(案)について、市民として意見を述べます。 まず、計画書の構成および表現についてです。 全体的に白黒中心で文字量も多く、読み進めるのに負担を感じました。重要な計画であるにもかかわらず、市民に十分に伝わらなければ、その効果は限定的になってしまいます。	その他	本計画の全体版は、男女共同参画の施策・事業を幅広く盛り込んでいることに加えて、各種調査結果の報告や現状なども記載しているため、大部となっております。 この中でも、市が特にお伝えしたい内容を概要版として本計画の改訂後に公表させていただく予定ですので、ご一読いただければ幸いです。

	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	イラストやインフォグラフィックを活用して要点を視覚的に示すことや、内容を簡潔にまとめた概要版を作成するなど、より多くの市民に届く工夫を早急に検討していただきたいです。表現についてもやや専門的で硬い印象があり、市民目線で親しみやすい表現への改善を望みます。		
27	育児休業と昇進評価の仕組みについてです。現実には、多くの企業で女性が育児休業を取得すると昇進が遅れるのではないかと懸念があります。育児休業中の期間が評価対象から除外され、その結果、休業を取得しなかった人の方が早く昇進する仕組みは、実質的に公平とは言い難いと感じます。このような構造のままでは、女性だけが不利な条件の中で努力を求められている状況になってしまいます。 さらに、昇進が遅れる可能性を理由に出産という選択を控える人がいるとすれば、それは個人の問題にとどまりません。少子化が進む中、出生率や将来的な人口にも影響を与える可能性があり、これは京田辺市にとっても大きな課題です。男女共同参画の推進は単なる平等の問題ではなく、まちの持続可能性や将来の活力にも直結するテーマだと考えます。働きながら安心して子どもを産み育てられる環境が整っていることは、若い世代にとって「このまちに住み続けたい」「このまち	趣旨記載	基本目標2「仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現」の(1)「男女がいきいきと働ける就業環境」として、雇用機会や待遇など男女間の格差がないよう、育児休業制度や介護休業制度の普及や働き方の見直し、多様な就業形態についての意識啓発など、充実した職業生活を営むことができるよう雇用環境の整備について啓発を進めてまいります。

	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
	を選びたい」と思える魅力にもつながるはず です。優秀な人材は、育児休業後であっても 短期間で十分に職場に貢献できると考えま す。例えば、復帰後1年間の実績を重視する 評価制度など、育児休業の取得が昇進上の不 利益につながらない仕組みを社会全体で広げ ていく視点を、計画の中でより明確に示して いただきたいと思います。		
28	男女共同参画は女性だけの問題ではなく、 社会の構造の問題であり、男性も当事者であ ると感じています。私は他市で、東京大学教 授でありジェンダー論の研究で広く知られて いる 瀬地山角 氏のセミナーを受講し、ジェ ンダーに対する考え方が大きく変わりました。 それまで個人の努力の問題と捉えていた ことが、制度や社会構造の課題であると理解 できた経験は非常に大きなものでした。 ぜひ京田辺市においても、こうした専門的知 見に基づく男性向けジェンダー啓発研修や講 演会を開催していただきたいと思います。男 性が学び、理解し、行動を変えるきっかけを つくることは、女性の負担軽減だけでなく、 家庭全体、そして地域社会全体の活力向上に もつながります。 個人の努力に委ねるのではなく、制度や社会 全体の仕組みを見直していくという姿勢を、 市としてより明確に示していただくことを強 く期待します。	趣旨記載	基本目標1「性別にとらわれずお互いに認め合う意識 の浸透」の(1)「男女共同参画の視点に立った意識改 革・社会慣行の見直し」及び基本目標3「共に支え合い 活躍することができる地域の実現」において、意識や制 度、社会慣行の見直しを図るためのより一層の広報・啓 発の推進及び意識決定・過程への女性の参加促進や地域 の課題解決・活動を担う人材の発掘と育成に力を入れて まいります。

問い合わせ先 市民部人権啓発推進課
電 話 0774-64-1336
Eメール jinken@city.kyotanabe.lg.jp